

転勤～新しい事業所で特別徴収する場合～

記入例

氏名・生年月日・住所については本人に確認のうえ、正確な情報を記載してください。個人番号（マイナンバー）も記載してください。

「特別徴収義務者指定番号」とは、通知書の宛名の下のカッコ書きの数字です。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										年度	1	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
志摩市長 令和5年10月1日提出		所在地	〒517-0592 志摩市阿児町鞆方3098番地22										特別徴収義務者指定番号	77777777				
フリガナ		カブシキガイシャ シマシ										宛名番号						
氏名又は名称		株式会社 志摩市										担連	所属	総務 経理係				
個人番号(マイナンバー)又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	氏名	大志摩 一郎		
フリガナ		シマ タロウ										法人番号(個人番号)を記載してください。個人番号の場合は、左側を1文字空けて記載してください。	599-44-0211 内線(21)					
氏名		志摩 太郎										異動年月日	R 5年 2月 9日					
生年月日		元号	3	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	55	年	11	月	22	日	特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額(納付済額)	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法			
個人番号(マイナンバー)		9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	6	10	9	2	1
受給者番号												9	5	1	1			
1月1日現在の住所		志摩市浜島町浜島1787番地101										6	10	9	1			
異動後の住所		同上										9	5	9	1			
		194,800 円										30	5	1	1			
		65,200 円										129,600	円	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c		1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入		

三重県内全市町共通様式

該当する異動の事由を必ず記載してください。

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)														
特別徴収義務者指定番号	新規 法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7										新しい勤務先へは、月割額 16,200 円を			
所在地	〒517-0703 志摩市志摩町和具535番地										10 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。			
フリガナ	ユウゲンガイシャ シマシ										給与係			
氏名又は名称	有限会社 志摩市										小志摩 花子			
担当者連絡先											0599-85-1111 内線()			
住所											1 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要			

出の他の市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)														
理由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がない										徴収予定月日			
理由	1. 異動 2. 5 3. 死										新規事業所に徴収を開始する月を新事業所へ必ず確認のうえ、記入してください。			

「異動後の未徴収税額の徴収方法」で【1 特別徴収継続】を選択した場合、新事業所の名称、所在地、連絡先、特別徴収義務者指定番号(志摩市から番号の指定をされたことがない場合は『新規』を○で囲んでください)、法人番号を新事業所へ必ず確認のうえ、記入してください。

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
 ※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。